

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月20日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等		
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 中央区長	
3. 市区町村名	中央区		
4. 届出番号	10		
5. 独自利用事務の事例番号	67-1		
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年11月30日		
8. 保護評価の実施の有無	2:無		▼
9. 評価書番号			
10. 保護評価書の名称			
11. 保護評価書のURLリンク			
12. 委任関係	☐	▼	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号。以下「特例条例」という。)第二条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第1の項 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号。以下「特例条例」という。)第二条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、(これらの者の福祉の増進を図る)ことを目的とする。	この条例は、(心身障害者)に対し、医療の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、(心身障害者の福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号) 特別区における東京都の事務処理特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号) 特別区における東京都の事務処理特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年東京都規則第152号)